

○令和元年度台風第 19 号で被災した被保険者の**一部負担金等の還付申請**について

【対象者】

下記の(1)(2)の両方に該当するもの

- (1)令和元年度台風第 19 号で被災した自治体（災害救助法の適用市町村）に住む
埼玉土建国保組合の被保険者（組合員及び家族）
- (2)令和元年台風第 19 号により、**医療機関等で被災の申し立てをせずに窓口にて一部負担金を支払った場合や、4 月以降に「一部負担金免除証明書」を医療機関等の窓口
に提示せずに一部負担金を支払った場合**

【一部負担金等の還付要件】

被災した自治体（災害救助法の適用市町村）に住む被保険者で、以下の書類の交付を受けている被災者

- ・住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方の場合
⇒ 罹災証明書（※罹災証明書の交付を受けていれば被災の程度は問いません）
- ・主たる生計維持者が死亡した場合
⇒ 死亡診断書、警察の発行する死体検案書
- ・主たる生計維持者が重篤な傷病（※）を負った方の場合
⇒ 医師の診断書 ※1ヶ月以上の治療を有すると認められるものをいう。
- ・主たる生計維持者の行方が不明である方の場合
⇒ 警察に提出した行方不明の届出の写しなど
- ・主たる生計維持者が業務を廃止、休止した方の場合
⇒ 公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの
（税務署に提出する廃業届、異動届の控え等）
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方の場合
⇒ 雇用保険の受給資格証、事業主等による証明

【申請方法】

以下の書類を国保組合へご提出ください。

- ①申請書 ②【一部負担金等の還付要件】のいずれかの書類（コピー） ③領収書（コピー）

【還付金額】

窓口で支払った一部負担金額

【支給方法】

組合員の届け出ている「一部負担払戻口座」へ振り込みます。

【取扱期間等】

2019年10月12日から2020年9月末までの診療、調剤及び訪問看護。

※入院時の食事療養及び生活療養に係る標準負担額は免除の対象になりません。

【問い合わせ先】 給付課 TEL 048-839-0071